

募集要項等に関するご質問について

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
1	募集要項	1	事業内容に関する事項	迎賓館及び余芳閣の活用について、然るべき手続きを行えば、池や風月軒等の衆楽園内の資源の活用も可能か。	事業によって、文化財保護法や都市公園法、津山市都市公園条例などの関係法令に照らし判断します。
2	募集要項	6	運營業務期間	運営開始のメ切を遵守していれば、事業のスケジュール変更は可能か。設計期間を延長し、工事期間を短縮する等。	設計のスケジュールについては、令和7年度内までは変更可能です。ただし、募集要項P7の表に記載の年度別予算上限額内になり、各年度は出来高を満たす必要があります。
3	募集要項	8	経費分類	デジ田交付金の要件等に該当しない経費について、より詳細な情報をいただくことは可能でしょうか。判断基準があればご教示いただきたい。	「施設整備等」及び「効果促進事業（ハード事業）」はデジタル田園都市国家構想交付金（以下、「デジ田交付金」という）の地方創生拠点整備タイプを、「効果促進事業（ソフト事業）」はデジ田交付金の地方創生推進タイプを活用するため、別添の各「制度概要」の「拠点整備タイプ：P8」及び「推進タイプ：P6」をご確認ください。 なお、デジ田交付金の地方創生拠点整備タイプと地方創生推進タイプ間で費用を流用することはできないので、ご注意ください。
4	募集要項	8	経費分類	デジ田交付金の要件等に該当しない経費について、事業者負担の部分について別途補助金（観光庁補助金等）を活用することは可能か。	デジ田交付金の要件等に該当しない経費は市は負担しないため、提案価格に含めることはできません。それ以外のもので、事業者が負担するものについては、自ら補助金等に応募して活用することは構いませんが、事前に本市と協議をお願いします。
5	募集要項	8	経費分類	迎賓館の工事費用について、厨房設備も工事費用に含まれる認識で宜しいか。	お見込みのとおりです。なお、冷蔵庫等の備品類等は工事費用に含まれず、事業者負担となります。詳しくは、別添の「制度概要」の「拠点整備タイプ：P8」をご覧ください。
6	募集要項	14	建設事業者	「建設工事契約締結までは専任配置を求めない。」とあります。 ●6頁(8)②(表1)には「DB契約締結 令和6年12月下旬」、建設・工事監理期間 令和7年6月～令和8年10月」 ●9頁(12)イには「設計、工事、工事監理契約については一括して締結（DB契約）」となっています。専任配置の始期は、契約を締結した「令和6年12月下旬」となりますか。あるいは建設・工事監理開始の「令和7年6月」となりますか。	DB契約を令和6年12月下旬に予定していますが、専任配置については、現場施工に着手するまでの期間は専任配置を求めません。
7	要求水準書	3	旧梶村家住宅	事業開始後の一般公開に当たっては、現在管理に入られている事業者が継続して入れられるのか。一般公開についても、運営事業者により実施するものか。	一般公開については、現在管理をしている事業者ではなく、提案事業者が実施することになりますが、開館日や利用時間については、提案事業者の提案によることとしています。 なお、その提案内容をもって、開業までに本市と調整をお願いします。

募集要項等に関するご質問について

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書	3	旧梶村家住宅	運営開始後、建物内のスペースを一部サブリースすることは可能か。	可能です。
9	要求水準書	7	基本要件	各建物について施設での火気使用機器の設置は可能と考えてよろしいでしょうか。	史跡・名勝内及び文化財建築物であるため、直火は不可です。
10	要求水準書	9	法規制の目安	各建物について工事期間中の「文化財調査」は無いものとする認識でよろしいでしょうか。	鶴山館（史跡）、衆楽園（名勝）地内については、文化庁との現状変更の事前協議の中で、改修内容や地下掘削の有無および規模により「埋蔵文化財調査」の可否を判断します。 一般的に、地下掘削がある場合は「埋蔵文化財調査」が必要となります。 ただし、既設配管内での地下配管（水道、下水等）作業は「埋蔵文化財調査」が不要となる場合もあります。 旧梶村家住宅については「埋蔵文化財調査」は想定していません。
11	要求水準書	12	鶴山館	鶴山館に設置してある既存の荷物等は、事業開始のタイミングで別場所について、考えはあるのか。	既存の物品等については、市で撤去します。
12	要求水準書	12	鶴山館	鶴山館の縁側を一部切り取って、客室の出入り口にすることは可能か。	歴史的風致形成建造物のため、縁側を切り取ることは不可です。
13	要求水準書	14	旧梶村家住宅	茶室は活用可能として考えてよろしいでしょうか？また、改修対象となりますか。	茶室は活用可能です。また、予算上限額の範囲内であれば改修費についても対象となります。
14	その他			津山城（鶴山公園）、まなびの鉄道館の観光客数を教えてください。	観光客数については、以下のとおりです。 ・津山城（鶴山公園）令和元年度178,139人、令和5年度181,229人 ・まなびの鉄道館 令和元年度60,387人、令和5年度55,339人
15	その他			衆楽園の茶屋裏の空き事務所も改修対象として良いのか。合わせて、図面をいただくことは可能か。	対象施設ではないため、本事業の改修対象とはなりません。ただし、施設の貸付や改修の可否については、利用目的や改修内容等を確認したうえで関係法令に照らし判断します。なお、改修する場合は借主の自己負担となります。 図面については、別添の「資料提供申込書」にて申込まなければ、個別に提供いたします。